

国家知識産権局による行政裁決事件における オンライン口頭審理弁法(意見募集稿)

第一条 事件の当事者が行政裁決手続に参加しやすくし、行政効率を高めるために、国家知識産権局の行政裁決の関連規定と実際の業務とを結びつけて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう「オンライン口頭審理」とは、国家知識産権局が行政裁決において、インターネットを通じてオンラインで行政裁決事件の口頭審理手続きを完成させることを指す。事件のオンライン口頭審理は、オフライン口頭審理と同等の法的効力を持つ。

第三条 国家知識産権局は、事件の状況、当事者の意向と技術条件などの要素を総合的に考慮し、以下の事件に対してオンライン口頭審理を適用することができる。

- (一) 重大な専利侵害紛争行政裁決事件
- (二) 薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決事件
- (三) 集積回路レイアウト設計専有権紛争行政裁決事件
- (四) その他のオンライン口頭審理に適した行政裁決事件

第四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン口頭審理は適用されない。

- (一) 当事者がオンライン口頭審理に出席できない確かな客観的理由を有し、かつ書面による申請をして、国家知識産権局の同意を得た場合
- (二) オフラインによる原本の確認や現物の検査が確実に必要な場合
- (三) 事件が難解かつ複雑で、証拠が大量にあり、オンラインの方法を用いることが事実の解明や法律の適用に資さない場合
- (四) 事件が国家安全、国家機密又は営業秘密に係る場合
- (五) その他、オンライン口頭審理が適用できない事情があると国家知識産権局が判断した場合

第五条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理を行う場合、当事者に通知し、オンライン口頭審理を適用する具体的なステップ、主な形式、権利・義務、法的影響及び運用方法などを告知しなければならない。

第六条 国家知識産権局がオンライン口頭審理を通知したにもかかわらず、当事者が正当な理由なく出席せず、オフラインへの移行についての申請もしなかった場合において、それが請求人であるときは請求を取り下げたものとみなされ、被請求人であるときは欠席をしたものとみなされて処分される。

第七条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理時において、当事者の本人確認を行わなければならない。必要に応じて、さらにオフラインで本人確認を行わなければならない。

第八条 国家知識産権局は、事件の状況に応じて、当事者を動員してオンラインで証拠交換を行い、同期又は非同期の手段により証拠提出及び反対尋問のプロセスを完了することができる。

第九条 オンライン口頭審理を適用する事件は、口頭審理前の準備、口頭審理での調査及び弁論等の手続きを行い、当事者の忌避申請、証拠提出、反対尋問、陳述及び弁論などの権利を保障しなければならない。

既にオンライン口頭審理を採用した事件において、口頭審理の過程でオンライン口頭審理を適用しない状況の一つが発見された場合、国家知識産権局は速やかにオフライン口頭審理に移行しなければならない。既に完了したオンライン口頭審理は、法的効力を有する。

国家知識産権局は、環境要素の揃ったオンライン口頭審理法廷を手配しなければならない。事件の合議体のメンバーや席名などは、ビデオ画面の正当な領域に表示しなければならない。

第十条 オンライン口頭審理に参加する他の者は、静かで邪魔にならず、適切な照明があり、ネットワーク信号が良好で、比較的閉鎖的な場所を選択して参加しなければならない。オンライン口頭審理の音声ビデオに影響を与える可能性、又は審理の厳粛性を損なう可能性のある場所で参加してはならない。必要に応じて、国家知識産権局は、参加者に対して、指定された場所でオンライン口頭審理に参加するよう要求することができる。

オンライン口頭審理に参加する者は、口頭審理の規律を遵守しなければならない。ネットワーク障害、設備の損傷、電力の中断などの不可抗力の原因による場合を除き、当事者が許可なく途中退出した場合は、本弁法第六条に従って処分するものとする。

第十一条 証人がオンライン方式で参加する場合、事件審理を傍聴してはならず、かつ他人の妨害を受けてはならない。当事者が証人のオンライン出廷に異議を唱え、それに合理的な理由があり、かつ書面による申請をした場合には、国家知識産権局の同意を得て、証人にオフラインでの出廷・証言を要求しなければならない。

第十二条 技術調査官、検査鑑定機関の職員などがオンライン口頭審理に参加する場合、前項の規定を参照する。

第十三条 国家知識産権局は、オンライン口頭審理を適用する事件について、オンライン口頭審理の過程を開示しなければならない。

個人のプライバシーなどに係る行政裁決事件について、当事者からオンライン口頭審理に関する非開示の申請があった場合には、オンライン口頭審理の過程を開示しなくてもよい。

第十四条 オンライン口頭審理を実施する事件について、各当事者はオンライン又は書面確認、電子署名などの方式で、調停協議、調書、電子送達証明書及びその他の事件資料を確認・受領することができる。

調停、証拠交換、口頭審理などのステップで並行して形成された電子調書は、当事者による照合・確認を経て、書面調書と同等の法的効力を有する。

第十五条 オンライン口頭審理を実施する事件について、国家知識産権局は、技術的手段を用いて、案件と並行して電子ファイルを作成しなければならない。電子ファイルのファイリング、アーカイブ、保管及び利用などは、ファイル管理に関する法令の規定に従う。

オンライン口頭審理を実施する事件で紙の書類資料がある場合、ファイル管理に関する法令の規定に従ってファイリング、アーカイブ、保存しなければならない。

第十六条 オンライン口頭審理に参加する関係主体は、データセキュリティ及び個人情報保護に関する法令を遵守し、データセキュリティ及び個人情報保護に関する義務を履行しなければならない。国家知識産権局の同意がない限り、何人も法令に違反してオンライン口頭審理に関する音声、映像、図文資料を録音、傍受、流布してはならない。国家知識産権局が法律に基づいて開示する場合を除き、何人も法令に違反してオンライン口頭審理のデータ情報を開示、流布、使用してはならない。上記の状況が発生した場合、国家知識産権局は、具体的な状況に応じて、データセキュリティ及び個人情報保護に関する法令の規定に基づき、関連部門及び人員の法的責任を追及し、犯罪の疑いがある場合は、司法当局に引き渡して、法律に基づいて刑事責任を追及することができる。

第十七条 地方の専利業務管理部門が専利侵害紛争行政裁決事件を解決する過程でオンライン口頭審理を採用する場合は、本弁法を参照して適用する。

第十八条 本弁法は公布日から施行する。

出所: 国家知識産権局 HP 2022年10月21日付

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/21/art_75_179701.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。